

平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原告ら 山田稔 外22名

被告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面(39)

平成21年2月19日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵



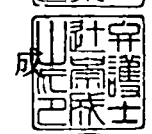
同 弁護士 山 岸



被告訴訟復代理人弁護士 大 塚 陽



同 弁護士 辻 崇



同 弁護士 中 山 司



第1 緒論

1 平成21年2月12日の弁論準備手続において、原告らは、本件鑑定実験では結局ディフェンシンが検出されず、原告らによるディフェンシン流出の主張を裏付ける鑑定結果は一切得られなかったにもかかわらず、被告の提供したカラシナ・ディフェンシン抗体(以下、「抗体」という)の性能

に問題があり、被告が故意に性能の低い抗体を提供したとして、被告による証明妨害が存在したなどという主張を展開した。

- 2 しかし、被告の提供した抗体は、本件鑑定機関から提示された条件を満たしていることは疑いようのない事実であるし、被告は、当該条件を満たす力価を有することを確認した上で本件抗体を提供しており、被告には、故意に性能の低い抗体を作製・提供する意図はなかったことも明らかである。
- 3 そこで、本書面では、被告が抗体を提供するに至った経緯や鑑定機関とのやり取りの経緯を明らかにした上で、被告の提供した抗体の性能には何らの問題もなかったこと、被告は誠実に本件鑑定機関から要求された条件を満たす抗体を作製・提供したことを明らかにする。

第2 抗体作製に至った経緯

- 1 被告は、貴庁に対し、「一般に、抗体を作製するには、精製した蛋白質を生体（ウサギなど）に注射し、同生体内に抗体が生成するのを待つ等の過程が必要であり、今回のカラシナ・ディフェンシンについては、十分な量の精製蛋白質の準備も含めて短くとも6か月程度の期間を要するものなので、来るべき鑑定実験が円滑かつ速やかに実施できるようにとの意図で」（乙110、「第2 抗体の作製」2）、平成18年10月10日付「平成18年8月18日付原告ら鑑定囑託の申立てに対する意見書」等をもって、保管していた抗体の提供が可能である旨を提案していたが、「平成19年5月初旬ころ、今回の鑑定実験に提供させていただく予定で準備・保管していたディフェンシン抗体の状況を確認したところ、抗体としての能力値を示す「力価」の低下が見られ、今回の鑑定実験には適さない可能性がある

ことが判明」(乙110、「第2 抗体の作製」4)した。

- 2 ところで、原告らは「この程度の実験は、農業高校でも可能」などと述べるが、この実験がそこまで簡単なものかどうかは別としても、抗体の作製自体は、被告でなければ絶対にできないというものではない。
- 3 すなわち、知見と労力を要するものの、抗体の作製については、カラシナと生体さえあれば原理的にはできるものであり、無論、鑑定機関所属の佐藤教授(以下、「鑑定人」という)ほどの科学的知見と実験手技を有する自然科学者であれば、作製が十分に可能である。
- 4 こうした事情を踏まえ、被告は、貴庁に対し、平成19年5月2日付「ご連絡」をもって、「貴庁におかれましては、①6カ月程度の期間を頂き、引き続き被告において「カラシナ・ディフェンシンの抗体」を準備するか」(同「ご連絡」、2頁の下から9行目～7行目)、「②本鑑定嘱託先を含む他の研究機関において「カラシナ・ディフェンシンの抗体」をご準備頂くか、についてのご判断を頂けますよう、よろしく申し上げます」(同「ご連絡」、2頁の下から5行目～3行目)との旨を申し述べた。
- 5 被告としては、鑑定機関において必要な条件に合う抗体を自ら作製する可能性も十分にあると考えていたところ、貴庁から、平成19年5月17日付「カラシナ・ディフェンシンの抗体の確保について」により、「被告方において引き続きカラシナ・ディフェンシンの抗体を作製してもらうのが相当ではないかと考えています」との回答があり、また、同書面にて、「当裁判所としましては、早急に鑑定嘱託先と連絡を取り、速やかに本鑑定で必要となる抗体の量を確定するよう求めたいと考えています」旨の連絡を受けた。
- 6 これを受けて、被告は、「取り急ぎ、鑑定実験に提供するためのディフェ

ンシン抗体の作製を再度開始」(乙110、「第2 抗体の作製」7)したものである。

第3 鑑定囑託機関が提示した条件

- 1 その後、被告は、鑑定人より、平成19年7月11日及び同月14日付の鑑定人作成文書により、被告側で再び抗体を作製するにあたって、本件鑑定実験に必要なものとして、「ディフェンシン1~25ngを検出できる力価をもつディフェンシン抗体100 μ l」(平成19年7月14日付の鑑定人作成文書の「鑑定において提供をお願いする試料」)の提供を求める旨の連絡を受けた(乙110、「第3 佐藤教授が提示なさった条件」1)。
- 2 なお、「「ディフェンシンを1~25ngで検出できる力価をもつディフェンシン抗体」といえば、ディフェンシンを1ng~25ngまでの範囲において検出できる抗体であれば差し支えないというのが一般の科学者の理解であり、最低でも25ngまで検出できる抗体を意味」(乙110、「第3 佐藤教授が提示なさった条件」2)するところ、このことは、鑑定人も、本件鑑定報告書の5頁で、「条件検討の結果、20ngで安定して検出できるようになった。条件がよければ、10ngの検出が可能であった」(同頁の3~4行目)としており、鑑定人が被告に提示した「ディフェンシン1~25ngを検出できる力価」との条件は、最低でも25ngまで検出できる抗体を指すものであったことは明らかである。
- 3 鑑定人からの抗体の性能に関する前記条件を受け、被告としても、本件鑑定実験の内容に照らし、当該条件は決して不合理なものではないと思われたため、被告は、「作製後、最終的に、「佐藤教授ご要望に沿った力価(カラシナ・ディフェンシン1~25ngを検出できる力価)」の有無を確認す

る必要がありますが、「カラシナ・ディフェンシン抗体100 μ l」につき提供可能です」(平成19年7月31日付「京都大学佐藤教授作成にかかる「平成19年7月11日付」文書及び同「平成19年7月14日付」書面に関するご連絡」、3頁の3～6行目)と回答した(乙110、「第3 佐藤教授が提示なされた条件」5)。

- 4 これを受けた鑑定人は、被告に対し、「カラシナ・ディフェンシン抗体につきましても、御回答頂きましたので、何も付け加えることはありません」(平成19年8月23日付鑑定人作成文書、「2 試料に関して」3))と返答した。
- 5 これ以後、鑑定人から、被告に対し、「ディフェンシン25ng(あるいはそれ以下)を検出できる力価条件以外に、提供すべき抗体の性能等に関する条件の追加は一切」(乙110、「第3 佐藤教授が提示なされた条件」7)なかった。

第4 被告による抗体の提供

- 1 被告は、平成19年10月ころ、鑑定人に提供する抗体の作製を完了し、「その後、速やかに、どの程度の量の精製蛋白質を検出できるかをウェスタンブロットティングの方法を用いて検証することにより、ディフェンシン10ngを検出できる力価があることを確認」(乙110、「第4 ディフェンシン抗体の提供」1)した。
- 2 なお、被告提供の抗体の性能については、前記のとおり、鑑定人も、本件鑑定報告書の5頁で、「条件検討の結果、20ngで安定して検出できるようになった。条件がよければ、10ngの検出が可能であった」(同頁の3～4行目)と評価しており、鑑定人が要望した力価条件を満たすもので

あったことが明確に確認されている。

- 3 「作製した抗体が佐藤教授の提示なされた条件を満たすことが確認できた」(乙110、「第4 ディフェンシン抗体の提供」3)ため、当時の被告中央農業総合研究センター研究管理監であった田中宥司及び被告作物研究所稲遺伝子技術研究チーム長大島正弘は、平成19年10月23日、「作製した抗体を発泡スチロール保冷容器の中に嚴重に梱包した上で、これを手に、京都大学の佐藤教授の研究室を訪れ」(同上)た。
- 4 前記田中及び大島は、鑑定人に抗体を手渡す際、提供する「抗体の力価や確認状況について後添の資料を使用してご説明申し上げ、佐藤教授は、特に異議を述べられずに当該抗体を受け取られ」(乙110、「第4 ディフェンシン抗体の提供」4)た。
- 5 なお、前記田中及び大島が鑑定人に抗体の力価を説明する際に使用した資料(乙110の後添資料)は、前記1で述べた被告による抗体の力価検証実験の結果を示すもので、「ウェスタンブロッティングによりディフェンシンを30ngで検出できることを示す「lane3」ではもちろんのこと、20ngで検出できることを示す「lane2」や10ngで検出できることを示す「lane1」でも、それぞれディフェンシンの検出を示すバンドが確認できますので、これにより当法人提供の抗体が、佐藤教授の提示なされた条件を満たす、ディフェンシンを10ngで検出できる力価を有するものであることが分か」(乙110、「第4 ディフェンシン抗体の提供」4)る。

第5 本件鑑定実験の終了

- 1 平成20年10月30日付鑑定人作成ファクシミリ文書で、鑑定人が今回の鑑定実験を終えた旨を報告し、被告は、鑑定人より、同年11月10

日に被告提供の各鑑定試料の残りを受け取りに来てほしい旨の連絡を受けた(乙110、「第5 鑑定実験の終了」1)。

- 2 これを受けて、前記大島及び被告中央農業総合研究センター稲遺伝子技術研究北陸サブチーム長矢頭治は、「平成20年11月10日、京都大学の佐藤教授の研究室にお伺いし、各鑑定試料の残りを返却いただきますとともに、佐藤教授に、鑑定実験実施に関する感謝の意をお伝え」した(乙110、「第5 鑑定実験の終了」2)。
- 3 しかし、「このときも佐藤教授からは、抗体の性能等について、特段問題とするようなお話はいただ(かなかった)」(乙110、「第5 鑑定実験の終了」2)のであるから、提供した抗体には何ら問題がなかったといわざるをえない。
- 4 また、「前記の力価条件以外には、当法人宛てに各鑑定試料をご返却いただくまでの間にも、佐藤教授から、抗体の性能に関する追加条件のご連絡や、抗体の性能に不備がある旨のご連絡、抗体の再提供を求めるとのご連絡などは、一切無かった」(乙110、「第5 鑑定実験の終了」3)。
- 5 被告としては、仮に、何か抗体に不備があり、鑑定人が自身で抗体を複製するという選択をせず、被告に別の抗体の提供を求めるといったことがあれば、誠実に対応する用意があつたが、鑑定人が実験終了を宣言し、また、鑑定人から各鑑定試料を取りに来てほしい旨の連絡を受け、実験開始から終了ないし各鑑定試料引き取りまでの間、被告提供の抗体に関する一切のクレームを受けていなかった以上、提供抗体には何らの不備もなかったのである。
- 6 なお、被告は、「裁判という厳粛な手続きにおいて行われるやり取りである以上、基本的に貴庁及び当法人代理人を通じて連絡を取るべきであると

考えておりましたので、佐藤教授と当法人との間のやり取りは、いつも『佐藤教授→貴庁→当法人代理人→当法人』（または、その逆）という経路を通じて行われていた」（乙110、「第3 佐藤教授が提示なさった条件」4）ことを付言する。

第6 結論

1 被告提供の抗体は鑑定人提示の条件を満たしていたこと

(1) 以上のように、被告提供の抗体の性能が鑑定人から提示された条件を満たすものであったことは、本件鑑定報告書にも被告提供の抗体が所要のものであったことを高く評価している記載があることから明らかであるし(本件鑑定報告書、5頁の3～4行目)、鑑定人提示の力価条件の充足が確認できたからこそ、鑑定人自身が本件鑑定実験の終了を宣言したのである。

(2) 被告は、「今回の鑑定実験を適切かつ円滑に実施していただき、速やかに本件訴訟における当法人側の主張が正しいことを確認していただきたく思っておりましたので、ディフェンシン遺伝子の発現を研究する目的に十分な性能をもつ抗体を、誠実に提供」（乙110、「第6 抗体の性能について」2）した。

2 原告らによる証明妨害の主張が要件該当性を欠缺し、かつ成立の論理的前提も欠くこと

(1) それにもかかわらず、原告らは、本件鑑定実験で自己に有利な結果が全く得られず、むしろ被告の主張が正しいことが裏付けられたことに動揺し、「被告が故意に性能の低い抗体を提供することにより証明妨害を行った」などという咄嗟の主張を展開したと考えざるをえないが、以下

に述べるとおり、かかる証明妨害なる主張もおよそ要件該当性を欠缺し、あるいはそもそも妨害成立の論理的前提を欠くものと言わなければならない。

- (2) 前記のとおり、そもそも被告提供の抗体が鑑定人提示の条件を満たしていたことを疑う余地はなく、本件では、いかなる意味ないし状況解釈においても、証明妨害となりえないことは明らかであるが、一応、証明妨害が成立しうるかという点についても検討しておく。
- (3) ここに、証明妨害とは、当事者が訴訟法上の義務があることを前提に、故意にこれに違反し、相手方当事者の立証を不可能ならしめることを指し、当該証明妨害事実の主張立証責任は妨害されたと主張する側にある。前述の経緯からして、被告においては、「訴訟法上の義務があること」、「故意に」、「違反し」、「相手方当事者の立証を不可能ならしめること」のいずれの要件も欠くことが明らかであり、この点において既に、原告の主張が成立する余地は全くない。
- (4) さらに言えば、抗体は被告でなくても作製は原理的には可能であり、かつ、鑑定人は、被告提供の抗体に不備があれば、鑑定期間中何時でも、自らあるいは被告以外の者に依頼する方法で自らが適当と考える抗体の作製を遂行しえたのであるから、客観的に観察しても、妨害の危険が発生する可能性すら一切存在しなかった。要するに、仮に被告が妨害しようにも、上記の点においてそもそも方法において不能であり、論理上証明妨害が成立しえない関係にあるのである。
- (5) このように、本件については、証明妨害の要件を充足することがありえないことはもとより、妨害の危険が発生する客観的可能性すらなく、証明妨害などという主張については議論の前提すら欠くものと言わな

ければならない。

3 被告提供の抗体は、本件鑑定人の要求水準を充足するもので、本件鑑定実験の遂行上何らの問題もなかったこと

(1) 前述のとおり、問題となっている抗体は被告以外でも原理的には作製可能であるにもかかわらず、鑑定人があえて作製を被告に依頼し、そして、異議なく被告提供の抗体を受け入れ、さらに、鑑定においても当該抗体の性能を評価しているのであるから、いかなる意味においても、被告提供の抗体に問題があったとは言えないのである。

(2) ましてや、鑑定人がそれほど被告提供の抗体を問題視するというのであれば、自ら信頼できる形で抗体を作製することも可能であったことからしても、そのような選択をとることなく本件鑑定実験の終了を宣言しているところである。被告としては、どこをどのように考えれば原告らのいうように「抗体に問題がある」ということになるのか、全く理解できない。

4 まとめ

以上のとおり、被告提供の抗体の性能には、本件鑑定実験の実施にあたって何らの問題もなかったのであり、抗体の性能は本件鑑定人も評価し、かつ一切異議を述べていない。

「証明妨害」なる原告らの論難（前記2(3)で述べたとおり、「証明妨害」を基礎付けるべき全ての事実の主張立証責任は原告らにある）も、要件該当性はおろか、論理的前提自体を欠缺する主張と言わなければならない、またこれらの点を緻密に検討された上でなされたものとも認められない。

したがって、「証明妨害」なる原告らの論難は、「本件鑑定遂行協力のために善処してきた被告及び被告担当者に対する努力を、根拠なく誹謗し、

侮辱するもの」としか捉えられず、訴訟上の攻撃防御方法という点をふまえてもなお違法との評価を免れ得ないものとする次第である。

以上